各班からのお知らせ

お問合せ先
資格担当（078）362-3766

退職後の健康保険
～任意継続組合員制度の手続と注意事項～

組合員資格は退職日の翌日に喪失します。退職後の健康保険は、任意継続組合員制度（退職後も最長2年間、公立学校共済組合の短期給付（健康保険）を利用できる制度）を利用する方法のほか、国民健康保険への加入やご家族の健康保険の被扶養者になるなどの選択肢があります。

任意継続組合員制度の利用を希望する場合は、資格要件を満たした上で、期限内に手続を行う必要があります。

■任意継続組合員となるための要件

次の要件を全て満たしていることが必要です。

- 退職日までの引き続く組合員期間が１年１日以上あること
- 退職日から起算して20日以内に加入申出を行い、掛金を払い込むこと

■加入を希望する方は期限に御注意ください

加入申出の期限は退職日から20日以内です（令和８年度末退職者の申出期限は、令和９年４月19日です。）。

また、掛金の納入方法によっては、申出期限より前の手続が必要です。

詳細は、令和９年１月に所属所へお知らせする「任意継続組合員制度への加入手続について」を必ず確認し、余裕をもって手続を行ってください。期限を過ぎた場合は加入できません。

■加入の必要がない場合は手続不要です

再就職先で健康保険等に加入する場合や、家族の健康保険の被扶養者となる予定の方など、任意継続組合員制度を利用する必要がない方は加入手続を行う必要はありません。

退職後の健康保険制度を確認した上で、自身に必要な手続を選択してください。

■任意継続掛金額

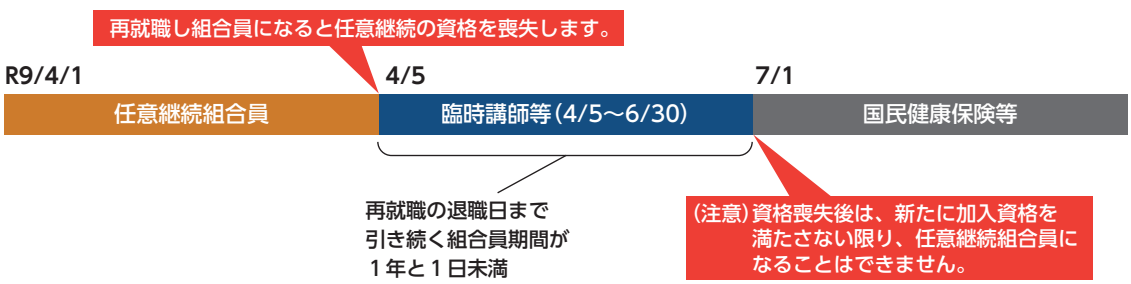
掛金額は個人により異なりますので、電話等による個別試算は行っていません。

概算額は、公立学校共済組合兵庫支部ホームページに掲載している「任意継続掛金計算シート」を利用して確認してください。令和９年度に適用される掛金率は、令和９年２月下旬頃、所属所を通じてお知らせします。

注意！「以前に任意継続組合員であったため、再度加入できる」とは限りません。

任意継続組合員となった後に再就職し、組合員となると、任意継続組合員資格は喪失します。

その後、再び退職した場合、再就職先での組合員期間が１年と１日以上なければ、任意継続組合員制度を利用することはできません。



お問合せ先
年金班（078）362-3767

離婚時の年金分割制度

年金分割制度とは一般組合員または一般組合員であった方が離婚等をした場合、婚姻期間中の厚生年金等の計算の基となる保険料納付記録（※１）を当事者間で分割することができる制度です。

老齢厚生年金は、保険料納付記録を基に算定されるため、働き方により夫婦間で年金額に大きな差が生じることがあります。

そのため、婚姻期間中に納めた保険料納付記録を夫婦の共有財産として扱い、両者の記録を合算し、任意の割合で按分することで、将来の厚生年金額に反映することができます。これにより、離婚後の夫婦の厚生年金額の不均衡が是正されることになります。

※１　標準報酬月額および標準期末手当等（標準賞与額）

■分割方法の種類

１．合意分割制度

平成19年４月１日以後に離婚している、または事実婚関係を解消している方で、離婚をした当事者双方の合意や裁判所の決定により按分割合（※２）が定められている場合に、当事者からの請求により婚姻期間中における保険料納付記録を分割できる制度で、多い方から少ない方へ分割されます。

※２　按分割合の上限は50％です。

２．３号分割制度

平成20年５月１日以後に離婚している、または事実婚関係を解消している方で、平成20年４月１日以後に当事者の一方に国民年金第３号被保険者（※３）期間がある場合、第３号被保険者からの請求により相手方の保険料納付記録を２分の１ずつ当事者間で分割することができる制度です。

この制度は、双方の同意や裁判所の決定がなくても請求できますが、第３号被保険者ではない期間や平成20年３月以前の婚姻期間については分割されません。

※３　会社員や公務員など厚生年金保険加入者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方

注意事項

●年金分割の請求期限は、離婚日等の翌日から起算して原則５年以内（※４）です。

※４　離婚等をした日が令和８年３月31日以前の場合は２年以内

●年金分割の効果は、厚生年金部分のみであり、老齢基礎年金（国民年金）は分割の対象にはなりません。

婚姻期間中の保険料納付記録（標準報酬月額等）を分割し、年金額の計算に反映します。
年金の記録を分けることであり、受給する年金の金額を分割するものではありません。



お問合せ先
給付担当（078）362-3765

「医療費のお知らせ」について

健康に関する意識の向上と医療費の適正化（医療機関からの不正請求や過払い防止等）を図るために、下記のとおり「医療費のお知らせ」（圧着はがき）をお送りします。

再発行はできませんので大切に保管してください。

なお、「医療費のお知らせ」は、確定申告時の医療費控除の明細書の添付書類として利用することができます。詳しくは国税庁ホームページ等でご確認ください。

大切なお知らせがきちんと届くように、住所変更の報告は早めにお届けください。

送付時期：令和９年２月下旬
対象期間：令和７年12月から令和８年11月受診分（※）
対 象 者：令和９年２月１日時点で共済組合の資格がある組合員及び被扶養者
送 付 先：組合員自宅（組合員及び被扶養者分をそれぞれ送付）
※ただし、令和８年12月受診分については記載がないため、当月分については領収証でご対応ください。

よくある質問
Q. 対象期間内に受診したのですが、記載がないものがあるのはなぜですか？
A. 医療機関から共済組合への請求が遅れている場合や請求内容を審査中である場合が考えられます。
確定申告に利用される場合は、記載がないものについては領収証でご対応ください。

お問合せ先
給付担当（078）362-3765

病気やけがで仕事を休んだとき　～傷病手当金～

組合員が公務によらない病気やけがの療養のため勤務に服することができず報酬（給与）が減額されたとき、これを補填し生活を保障するために傷病手当金が支給されます。

●支給期間は？

同一の病気またはけがの療養のため、引き続き勤務に服することができなくなった日以後３日を経過した日から起算して、１年６か月の範囲で支給されます。その後、引き続き勤務に服することができない場合は、附加金が６か月の範囲で支給されます（合計で最長２年間）。

また、１年以上組合員であった方が、退職日に傷病手当金を受けており（または受けられる状況であった）、かつ、退職後も働くことができない場合は、その方が退職しなかったと仮定した場合に受けることができる期間分を継続して受給することができます。ただし、退職後は附加金の受給はできません（※任意継続組合員になった場合も同様）。

●支給金額は？

（通常の場合）
１日あたり

支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額の平均額×1/22

×2/3 相当額が支給されます。

※給料等の報酬や同一の傷病による障害厚生（共済）年金の支給等がある場合は、傷病手当金の金額が調整（減額）されます。

●手続に必要なものは？

下記書類を所属所を経由して支部まで提出してください。
〇傷病手当金（同附加金）請求書
〇報酬支給額等証明書
〇傷病手当金試算シート
〇請求月の給与明細書の写し

申請書類はHPからダウンロードしてください。

ホームページはこちら
兵庫支部トップページ➡様式ダウンロード➡短期給付に関する様式（給付担当）➡【請求払い給付金関係】

お問合せ先
給付担当（078）362-3765

海外療養費の請求は不備のないよう丁寧に

海外で病気やケガにより診療を受けた場合、海外療養費の請求手続に要する下記の書類を所属所を通じて提出してください。日本国内とは異なり、**書類の取り寄せには時間がかかる場合がありますので、お早めにご準備ください。**

①療養費（家族療養費）請求書（給付様式第６号）

・**各月ごと、入院・外来ごと、医療機関ごと**にそれぞれ作成してください。

②「署名欄」のある書類（給付様式第６号、第８号の３）

・**必ず自筆により署名**をしてください。
・**原本を提出**してください（署名をしたものをコピーして使いまわすことはできません。）。
・調査に関わる同意書（給付様式第８号の３）は、文面をよく読み記入してください。**療養者が子どもの場合は、親権者等の署名が必要**です。

③診療内容明細書（給付様式第８号）、歯科診療内容明細書（給付様式第８号の１）、領収明細書（給付様式第８号の２）

・医師に書いていただき、ご自身で追記・訂正等をしないでください。
・医師が記入した内容をよく確認のうえ、詳細に書かれていない場合は、その場で加筆等をご依頼ください（時間の経過とともに加筆してもらえなくなることで、給付できなくなるリスクがあります。）。
・具体的な記載のない部分については給付できません。具体的な記載がない場合は、医療機関等が発行した各給付様式の内容を網羅した診断書、明細書、処方箋等の写しを提出ください。また、各書類が何か分かるように明記してください。
・**事実と異なる場合や特殊な事情がある場合は、別紙（様式任意）でその事情等を詳しく記載してください。**
・すべての添付書類（追加の診断書、明細書、処方箋等も含む）に**必ず和訳**をつけてください。和訳は、どなたがされても結構です。

④領収書・領収明細書

・**原本を提出**してください。ご自身の判断で提出しない場合は給付できません。**やむを得ない事由で原本の提出ができない場合は、別紙（様式任意）により、その事情等を詳しくご説明ください。**

⑤療養者が診療を受けた国に滞在した事実を証する書類（下記いずれかの書類）

・診療期間にかかる公文書（辞令等）の写し
・療養者のパスポートの**証明写真のページ**及び出入国スタンプのページのうち**請求期間に該当するページの写し**（療養期間が含まれる出入国スタンプに印をつけてください。）
・診療期間に係るビザの写し

※やむを得ない理由により、上記内容での書類を提出できない場合は事前にご相談ください。

お問合せ先
福祉担当（078）362-3763

インフルエンザ予防接種の助成金が請求できます

組合員本人（短期組合員を含む）を対象に、インフルエンザ予防接種の自己負担金の一部を助成しています。
(対象期間：令和８年４月１日～令和９年３月８日)

申請方法については、以下のとおりです。

（1）『インフルエンザ予防接種助成金請求書』(支部HPに掲載)に必要事項を記入し、領収書(写しでも可)を添付して、所属所の担当者に提出してください。

（2）所属所の担当者により、オンライン申請を行っていただきます。

（3）後日、公立学校共済組合に登録されている組合員本人の口座に助成金を振り込みます。

※助成限度額は、一人当たり年度内**1,000円以内**とします（請求は**１回限り**）。

※所属所により事務手続きが一部異なる場合があります。所属所にてご確認ください。





注意事項

申請しても、共済組合に登録している銀行口座が正しくないと助成金の振込ができません。

登録口座の解約や変更があれば、資格担当に報告しているか、金融機関に名義変更ができているかなど、請求前に確認をお願いします。

詳細については、公立学校共済組合兵庫支部のホームページに掲載しています。

お問合せ先
福祉担当（078）362-3763

特定保健指導は生活習慣改善のチャンス！ まずは初回面接を!!

特定保健指導って？

「特定保健指導」とは、40歳から74歳までの方のために行われる健康づくりのアドバイスのことを言います。

特定健康診査の結果から、生活習慣病を発症するリスクが高く、予防効果が期待できる方に対して専門職（保健師、管理栄養士等）が生活習慣改善のサポートを行います（令和８年度の事業委託先：**SOMPO ヘルスサポート株式会社**）。

受診料は共済組合が負担しますので、**無料**で受診していただけます。

特定保健指導の流れ

対象者には **SOMPO ヘルスサポート株式会社**より案内の封筒が届きます。また、電話連絡により初回面接の日程調整後、支援を開始します（初回面接→継続支援 実績評価）。

生活習慣の改善でこんないいことが？！





カラダが軽くなり
階段がラクに！



集中力と仕事の
パフォーマンスの向上



睡眠の質が向上し
より良い目覚めに

国家資格を持った専門職が健康に関するお悩みにお答えします

お問合せ先
福祉担当（078）362-3763

被扶養者の健診結果のご提供をお願いします！



①7月下旬にご自宅に黄緑色の封筒で送付した受診券を使用して受診した場合
健診結果を送付いただく必要はありません。

②パート先等での定期健康診断または人間ドックを受診した場合（受診券を使用しない場合）。
下記の2点を福祉担当まで送付をお願いします。
（ア）健診結果の写し（健診機関名、医師名がわかるもの）
（イ）回答した標準的な質問票　※用紙は黄緑色の封筒で受診券と併せて送付しています。

健康診断の結果を共済組合に提供することのメリット
★メリット１　送付いただいた健診結果をもとに、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が多く期待できる方は、特定保健指導が**無料**で受けられます。
★メリット２　マイナポータル上で健診結果を閲覧できるようになるため、毎年の検査結果を確認できるなど、健康管理に役立てることができます。

教職員メンタルヘルス相談センターの移転について

教職員メンタルヘルス相談センターは、令和８年９月に県庁１号館別館からホテル北野プラザ六甲荘内へ移転しました。

１．移転先　　ホテル北野プラザ六甲荘２階　　神戸市中央区北野町1-1-14
２．メンタル相談専用電話（フリーダイヤル）　　0120-165-565　※変更はありません

2027年12月 開業70周年を迎えます

六甲荘70周年記念ロゴ大募集!!



貴校・貴園の児童・生徒さん、組合員の皆様からのご応募を
職員一同 心よりお待ちしております！

●締め切り：2026年11月30日（月）
●採用された方に「宿泊ご招待券」を進呈

※詳しくは「六甲荘70周年記念プロジェクト委員会」までお気軽にどうぞ！

ホテル北野プラザ六甲荘 TEL：078-241-2451



老祥記・神戸国際大学と六甲荘が、それぞれの専門性を活かして取り組む産学連携プロジェクト

神戸・南京町の老舗「老祥記」創業 111 周年記念
～１日１室限定「知る・学ぶ・体験する・食べる」でめぐる老祥記 111 年の物語～



『豚まん気分になれる』コンセプトルームが誕生！
2026年11月1日(日)▶2027年2月28日(日)
１泊朝食付 お一人様 **11,111円～**　※税金・サービス料込み
◆老祥記豚まんチケット10個分付◆
※プラン詳細は公式ホームページをご覧ください　※兵庫支部発行の補助券をご利用いただけます。

HOTEL KITANO PLAZA ROKKOSO
ホテル北野プラザ六甲荘　TEL：078-241-2451
神戸北野ダイニング NínNín　TEL：078-241-9150
〒650-0002 神戸市中央区北野町1-1-14 各線三宮駅・新神戸駅より徒歩約12分、タクシーで約5分　www.rokkoso.com/